

## 「宅地造成の手引」の一部改訂について (令和6年4月1日施行)

### 1 趣旨

関係部署の局名及び課名の変更等に伴い、「宅地造成の手引」を改訂しましたのでお知らせします。

### 2 改訂の概要 (改訂内容の詳細は、別紙の新旧対照表をご参照ください。)

編	改訂箇所	掲載頁	改訂の趣旨
はじめに	はじめに	—	宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う文言修正
第1編	第2章第7項	17	関係局課の局名及び課名変更ほか
第2編	第1章第1項	20	窓口の局名変更

【問合せ先】 宅地審査部宅地審査課  
電話：045-671-2945